

(平成22年7月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

昭和35年6月に現在の夫と事実上再婚した。子供を実家に置いていたことと、いつまた、どうなるか分からないという思いから、すぐに入籍はしなかった。夫は先に国民年金に加入し、保険料を納付しており、夫の集金のために自宅に来ていた市の女性職員に、私も国民年金に加入するように勧められ、「籍をいれていないので。」と言ったところ、「それは、心配無いです。役所のことだから安心して納めて下さい。ここにずっとおられるのであればAの姓で入っておいた方がいいですよ。」と言われたので、加入し、保険料を夫と一緒に納付し始めた。夫の加入から、まもなくのころだと思う。

集金は毎月で、当初は200円又は250円を夫婦二人分私が納付していた。その後、金額は上がっていったことを覚えている。

会社に勤め始めたころ、国民年金手帳が送られてきた。その手帳の資格取得日には昭和36年4月1日と記載されており、集金の女性職員にも見てもらい確認してもらったところ、「今までの分も間違いないですよ。」と言われて安心していった。

65歳から国民年金を受給し始めたが、夫に比べてあまりにも少なかったもので、すっかりしない気持ちはあったものの、役所に間違いは無いと思い、そのままにしていた。ねんきん特別便が届き、未納期間を知ったが、申立期間について私は、夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと記憶しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間については、国

民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は45年7月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持している国民年金手帳には、同年6月17日発行の記載が確認できることから、このころに申立人の加入手続が行われたものと推認され、その時点で過年度保険料として納付が可能である。

また、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みである上、そのうち、昭和44年10月から45年3月までの保険料については、申立人が加入手続を行ったと推認される時期より後の同年7月27日に過年度納付していることが確認できることから、申立人の44年4月から45年3月までの保険料についても、過年度納付を行ったものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から44年3月までの期間については、上記のとおり、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点（45年7月）で、制度上、大部分が時効により納付できない期間である。

また、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする夫は、当該期間（96か月）のうち、ほとんどの期間（92か月）が未納又は申請免除の期間で、申立人の記憶と相違しており、申立人の夫は、昭和40年4月から44年3月まで申請免除の期間であるものの、その時期に申立人は、その夫の免除申請を行ったとする記憶が無いなど、申立人の記憶が曖昧である上、申立人が36年4月ごろに加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、市の国民年金被保険者名簿及び同台帳には申立人の申立期間の納付記録は無く、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が昭和36年4月から44年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年6月までの期間、58年4月から同年6月までの期間、59年1月から同年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から同年6月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで
③ 昭和59年1月から同年3月まで
④ 昭和60年1月から同年3月まで

私は60歳になる前、社会保険事務所(当時)で国民年金の納付記録を確認したところ、4か所も未納期間があることを知り大変驚いた。子供と二人で将来一緒に生活することが最大の目標であった私にとって、何よりも国民年金は生活の頼りで、それだけを楽しみに頑張ってきた。苦しいときもあったが、何を先置いても役所から送られてくる納付書を一枚ずつ破って必死に家の近くにある金融機関で納付した。

絶対に納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計で12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金被保険者期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の前後は、保険料を納付済みの期間である上、申立人は、当該期間より前にも特例納付及び過年度納付するなどして保険料の未納が生じないように納付してきたことがうかがえることから、当該期間のみ納付しなかったとする理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの期間及び54年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年3月まで
② 昭和54年4月から同年9月まで

私は、A市で昭和36年3月に国民年金に加入し、保険料を納付していた。その後、B市に転居したが、届出を忘れていたので、そのままになっていたところ47年6月ごろに同市の担当者から、このままでは前の分が失効になるとの連絡があったので、同年6月27日に未納となっていた36年10月から37年3月までの6か月分と38年4月から47年3月までの9年分の保険料を支払った。その時にこれからは保険料を抜かずにきちんと払っていこうと強く思ったことを覚えている。

私は、ほとんどの期間の領収書を持っているが、昭和47年10月から48年3月までと54年4月から9月までの領収書が見当たらない。しかし、その期間だけ保険料を払わなかった覚えは無く、必ず払っているはずなので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和36年5月2日に払い出されており、当時A市に居住していた申立人は、そのころに同市で加入手続を行ったものと推認される。また、申立人は、同市からB市へ転居した後、国民年金の住所変更手続を失念していたが、47年6月ごろに同市職員から連絡があり、それまでの未納期間(36年10月から37年3月までの6か月間及び38年4月から47年3月までの9年間)について保険料を納付するように言われ、これを納付したと主張しているところ、申立人の所持して

いる領収書により、当該期間の保険料を47年6月27日に特例納付していることが確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②については過年度納付が可能な期間である上、申立人は上記の納付を行った時から、「これからは保険料を抜かさずきちんと払っていこうと強く思った。」と主張しているところ、申立人が所持している国民年金保険料の領収書の中には、別の期間であるものの、社会保険事務所(当時)で発行された過年度納付書により保険料を納付していることが確認できることから、申立期間についても過年度納付書が発行され、申立人は保険料を納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年ごろ、A市役所の職員に国民年金に加入するよう勧められ、同市役所の女性集金人に月100円の保険料を納め、その際、茶色の手帳に切手のようなものを貼^はり付けた上、印を押してもらっていた。

昭和36年から4年間の国民年金保険料が未納とされていることが60歳のときに分かり、それ以降も任意加入してきたが、36年4月から間違いなく集金人に保険料を納めていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金保険料の未納は無く、60歳以降、国民年金に任意加入の上、同保険料を37か月納付しており、申立人の同保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA市の集金人に納付し、その際、国民年金手帳を使用していたと主張しているところ、同市によると、申立期間当時の同保険料は、印紙検認方式により収納していたとしており、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から昭和38年1月以降（払出日の特定は不可）に申立人の元夫と連番で払い出されていることが確認できることから、オンライン記録によると、その元夫は、申立期間のうち、39年4月から40年3月までの国民年金保険料が納付済みであることが確認できることから、納付意識の高い申立人が、当該期間の自身の同保険料について、元夫の同保険料と併せて納付していたとしても不自然さは無

い。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間については、申立人の元夫の国民年金保険料も未納と記録されている上、申立人は、同保険料を36年4月にさかのぼって納付したとする具体的な記憶は無いことから、申立人が、同年4月から39年3月までの同保険料を納付したとは認め難い。

また、申立人が申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までに係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月及び同年 3 月

私は、結婚してから、亡き義母から国民年金の加入を勧められたのをきっかけに、国民年金に任意加入し保険料を納めてきたが、昭和 58 年に夫を病で亡くしてから、働きながら 3 人の子供を育てなければならず、強制加入になって保険料が払えない時は、免除の手続をしてきた。

しかし、この度、送られてきたねんきん特別便を見て、2 か月間が免除期間になっていないことが分かった。

その期間については、A 社を昭和 63 年 2 月に退職した後の遅くとも同年 3 月末までに市役所に行き、免除の手続を行なったことを記憶している。

保険料を払えない時は、免除の手続をすることは分かっていたので、手続をしてきたつもりだった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和 47 年から国民年金の任意加入被保険者として保険料を納付しており、その後、夫の死亡により未加入となった期間はあるものの、強制適用被保険者となつてからの期間については、保険料の未納期間は無く、年金制度への意識の高さがうかがえる。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間の前年度の納付記録に免除期間があることから、申立人は、申立期間当時も保険料の免除手続について認識していたことが推認できる上、昭和 62 年 4 月から 10 月までの期間に免除が適用されていることから、制度上、前年の所得状況により当年度の免除要件が審査されるため、申立期間についても免除要件を満たしていたことが確認できる。

さらに、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて申立人

の生活状況に大きな変化は認められない上、オンライン記録によると、申立期間の前年の昭和 62 年 2 月及び 3 月について、同年 2 月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の同年 3 月に免除の手続をしていることが確認できることから、申立期間についても同様に免除されていたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25年11月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年4月から同年11月までは600円、同年12月から24年9月までは3,000円、同年10月から25年10月までは3,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から25年11月30日まで
② 昭和25年12月1日から26年1月1日まで
③ 昭和26年1月1日から同年4月30日まで

私は、昭和19年に現在のA市で空襲に会い、B市に在住する伯父を頼りに疎開した。申立期間はC社、D社及びE社で勤務し、厚生年金保険に加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和23年4月1日から25年11月28日までの期間については、申立人は、「C社に勤務して、厚生年金保険に加入した。」と主張しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（F、生年月日・昭和7年*月*日、23年4月1日資格取得、25年11月28日資格喪失）が確認できる。

また、C社の元同僚の一人は、「A市から疎開してきたFという者が昭和23年4月ごろ同社に入社して来た。本人は事情があつて母方の姓を名乗っていると聞いていた。」と証言しているところ、申立人は、「昭和19年ごろA市からB市に義理の父、母及び姉の4人で疎開し、申立事業所では姉も働いていた。」と供述しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該姉の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、申立人が主張する当時の

状況が元同僚の証言と合致する。

これらのことから総合的に判断すると、当該未統合記録は申立人の記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合記録から、昭和 23 年 4 月から同年 11 月までは 600 円、同年 12 月から 24 年 9 月までは 3,000 円、同年 10 月から 25 年 10 月までは 3,500 円とすることが妥当である。

一方、未統合記録の期間を除く申立期間①、②及び③については、複数の元社員から、申立人が厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、各事業所は既に廃業し、各事業主は当時の記録も保管しておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録にも欠番は無く不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が未統合記録の期間を除く申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、未統合記録の期間を除く申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年2月16日から同年6月1日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、当該期間に係る労働者年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、130円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年2月16日から同年6月1日まで
② 昭和19年8月24日から20年11月22日まで

私は、昭和13年4月1日にA社に入社し、19年4月8日に応召されるまでの間、継続して同社に勤務し、また、同社在籍中の応召であり、軍歴期間についても同社に在籍していたとの認識であった。私の年金記録によると、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「昭和19年4月8日に応召されるまでの間、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、17年6月1日に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、19年2月16日に同資格を喪失しているものの、申立人が所持する同社のB学校の卒業証書によると、申立人は同校を同年2月末に卒業していることが確認でき、同年2月16日の資格喪失後も同社に在籍していたことがうかがえる。

また、県が発行した申立人の軍歴証明書によると、昭和19年4月8日に応召されているにもかかわらず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、応召期間中の同年6月1日に再度同社に係る被保険者資格を取得している。

さらに、上記の名簿により、昭和19年6月1日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員5人の厚生年金保険被保険者台帳

によると、5人全員が申立人と同様に同年2月16日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、そのうち二人は、「当該日付で退職した記憶はなく、継続して同社で勤務していた。」と証言している上、5人全員の当該台帳の備考欄には、申立期間①の期間について「名簿（焼失）」の記載が確認でき、当該事業所に係る被保険者名簿が焼失していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険出張所（当時）における記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和19年1月及び同年6月の申立人のA社に係る社会保険出張所の記録から、130円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、申立人は、「A社に在籍したまま、軍に応召されていた。」と主張しているところ、申立人の軍歴証明書によると、昭和19年4月8日から20年11月21日までの間、軍歴期間であったことが確認できる。

しかしながら、B社は、「昭和20年以前の人事記録等の資料は戦時中の空襲により焼失しており、16年12月及び19年1月の社員名簿の一部が現存するものの、その中に申立人の氏名は確認できない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び軍歴期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、同年8月24日に同資格を喪失していることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳においても同様の記録が確認でき、当該記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和63年11月1日にA社に入社以降、現在は関連会社であるB社に継続して勤務しているが、平成18年8月1日にA社からB社に異動したときの期間が1か月欠落しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、A社が保管する賃金台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（平成18年8月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成18年7月の給与明細書の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対する届出を誤って提出したことを認めており、事業主は資格喪失日を平成18年7月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1877

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月4日から同年4月1日まで

私は、平成6年1月4日に、A社に入社し、13年まで勤務した。

A社では、健康保険と厚生年金保険に加入し、給与からそれらの保険料を控除されていたのに、入社当初の3か月間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成6年1月から同年3月までのA社の給与支給明細書により、申立人は、当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社し、38年4月1日に同社B支部(現在は、B支社)に転勤した。当時、B支部は、C支店の管轄下にあり、保険、給与関係の事務はC支店で一括して行われていた。

A社内での人事異動であり、住所の移転も伴っていないのに、昭和38年4月と5月の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した従業員の50音順マスターリスト及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社C支店から同社B支部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、元同僚の一人は、「私は、昭和38年5月にA社B支部から同社C支店に転勤したが、その時、申立人は同社B支部にいた。」と証言していること及び申立人の被保険者記録によると、資格取得日及び資格喪失日が4月1日となっている場合がほとんどであることから38年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年3月及び同年6月の申立人のA社に係る社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年9月30日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年9月30日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和32年10月から33年8月までの標準報酬月額については、8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から35年1月1日まで

申立期間にA社若しくはB社のどちらかに勤務していたことは間違いなく、健康保険も取得していたと思う。継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年9月30日までの期間については、元同僚の証言により、申立人は、A社に勤務していたことが推認できるが、オンライン記録によると、32年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている（全喪）ことが確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該適用事業所でなくなったとする処理は、昭和33年9月30日に行われていることが確認できる上、適用事業所でなくなった日である32年10月1日時点で被保険者資格を有する申立人を含む7人全員が、同日付けで資格喪失していることが確認できるところ、これら7人の標準報酬適用年月日欄には、同年10月に定時決定したことを示す「32.10」と記載されているが、この記載は、当初「33.10」と記載されていたものが「32.10」に書き直された形跡がうかがえる。

また、当該7人の備考欄には、被保険者証を返納した「証返納済」の押印がなく、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されていることは確認できない。

さらに、元同僚の証言から、適用事業所ではなくなった日（昭和32年10月1日）以降もA社は事業継続し、適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所が当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和32年10月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、33年9月30日であると認められる。

なお、昭和32年10月から33年8月までの標準報酬月額については、申立人のA社に係る32年9月の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和33年9月30日から35年1月1日までの期間について、複数の元同僚の証言から、当該期間において、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所において当該期間に勤務していた元同僚から聴取しても、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や証拠は得られず、当時の状況を確認できない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和33年9月30日から35年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年8月26日から同年9月12日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を20年8月26日、資格喪失日に係る記録を同年9月12日とし、当該期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月26日から22年6月17日まで

私の夫は、A社に勤務中、召集されたが復員後も昭和29年2月まで勤務していたのに、20年8月26日から22年6月17日までの年金記録が欠落している。継続して勤務していたと思われるので、調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年8月26日から同年9月12日までの期間については、C県の発行する履歴書から、申立人は同年6月3日に陸軍に召集され、同年9月12日に召集解除されたことが確認できるが、オンライン記録によると、申立人はA社において、19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年8月26日に被保険者資格を喪失している。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難いことや、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、同社は昭和20年8月26日に解散、同日付けで厚生年金保険を適用する旨の記載が確認できる上、申立人と同様に当該期間を含んで召集期間がある元同僚は、A社において同日に資格喪失し、同日に資格取得していることが確認できることから、申立人は復員時まで被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立人の資格取得日は昭和20年8月26日、資格喪失日は復員日である同年9月12日とすることが必要である。

なお、当該期間（昭和20年8月）に係る標準報酬月額については、20年7月の申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、90円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和20年9月12日から22年6月17日までの期間については、申立人と同様の職種であった元同僚が「私は、20年9月に復員し、再度、勤務し始めた21年9月ごろには、申立人は既に勤務していた。」と証言している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格喪失日が申立人と同日の元従業員69人のうち、所在の確認できた12人及び申立期間に資格取得している元従業員105人のうち、所在の確認できた21人の合計33人に、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除の有無について照会し、24人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）等によると、申立人はA社において昭和22年6月17日に新たな厚生年金保険被保険者手帳番号で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、厚生年金保険被保険者手帳番号払出簿において、当該手帳番号の払出しに不自然な点は見当たらない。

さらに、B社及び健康保険組合は、ともに当時の状況を確認できる資料は残っていないとしている上、申立人は、既に死亡しており当時の状況を聴取することができないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険者被保険者として、申立期間のうち、昭和20年9月12日から22年6月17日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年3月18日から21年6月1日までの期間については、申立人のA社における資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和20年3月から21年3月までは80円、同年4月は240円、同年5月は150円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月18日から22年1月1日まで
私がB社に勤務していた期間の記録に欠落がある。

昭和20年3月の空襲により事業所が焼失し、C町にあったビルを借りて事務を行っていたが、そこも空襲で焼失、その後、終戦ごろまでD駅近郊の建物で勤務し、E社やF小学校校舎を事務所として、21年12月末まで勤務していた。その時の事業所名はG社だったと思う。年金記録が一部欠落しているので、調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年3月18日から21年6月1日までの期間については、申立人の詳細な供述及び元同僚の証言により、申立人は、A社に継続して勤務していたことが推認できるが、オンライン記録では、20年3月18日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、「21.5 認定喪失」及び「20.3.18 全喪」の記載が確認できること、並びに申立人の被保険者資格の取得日は昭和19年6月1日と記載（保険料徴収は同年10月1日）されているものの、被保険者資格の喪失日（オンライン記録では20年3月18日資格喪失）の記載は無い上、オンライン記録によると、申立人が被保険者資格を喪失したとされている20年3月18日より後の21年

4月及び同年5月の標準報酬等級の記載が確認できることから、申立人の被保険者資格の喪失日（昭和20年3月18日）は、21年5月以後にさかのぼって処理されていることが確認でき、かつ、当該名簿において、19年6月1日から同年7月10日までに厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該名簿に資格喪失日の記載が無い111人（申立人を除く。）は、すべて21年4月の法改正に伴う標準報酬月額の間接記録が確認でき、そのうちオンライン記録において資格喪失日が確認できる27人はすべて20年3月中にさかのぼって資格喪失していることが確認できること、及び当該名簿において、申立人と同様に21年5月の標準報酬等級の記載が確認できる者が30人（申立人を含む。）存在しており、当該事業所が20年3月及び21年5月において、適用事業所としての要件を満たしていたと認められること等から、当該事業所が20年3月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和20年3月18日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、21年5月の標準報酬月額及び認定喪失の記載内容等により、同年6月1日であると認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和20年3月から21年3月までは80円、同年4月は240円、同年5月は150円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和21年6月1日から22年1月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、19年6月1日から同年7月10日までに厚生年金保険被保険者資格を取得している116人を把握し、このうち所在が確認できた9人に申立人の厚生年金保険の加入状況及び終戦当時の事業所の状況について照会し、4人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、上記回答のあった元従業員4人のうち、申立人のことを記憶している一人は、「申立人の退職時期までは記憶していないが、空襲で勤務先が焼失し、C町やD市、F小学校等に勤務場所が変更となっても、申立人と一緒に働いていた。その間も給料は毎月支払われていたが、給料から保険料が控除されていたかは覚えていない。」としているところ、オンライン記録によると、当該元従業員のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和20年3月1日である上、次の同資格取得日はA社における22年6月1日であり、当該期間に係る被保険者期間は確認できない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年

金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年8月1日、資格喪失日に係る記録を52年11月30日とし、申立期間の標準報酬月額を、47年8月から48年9月までは8万6,000円、同年10月から49年6月までは9万2,000円、同年7月から50年7月までは11万円、同年8月から51年9月までは16万円、同年10月から52年9月までは17万円、同年10月は22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月1日から52年11月30日まで

私は、兄と一緒に個人事業のA社を設立し、会社組織にした昭和47年8月1日から52年11月30日までの間、A社において厚生年金保険に加入していたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社において継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者資格を有する元同僚は、「私が入社した昭和45年には申立人は既に勤務しており、倒産により退職する時にも申立人は勤務していた。」と証言している上、47年8月1日及び同月10日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚二人は、「私が入社した際には申立人は既に同社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

また、A社の元事業主は、「申立人は、個人事業所の時から一緒に勤務しており、申立人を厚生年金保険に加入させる手続きを行い、給与から厚生年金保険

料を控除して保険料を納付していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同様の職種であった元従業員の記録から、昭和47年8月から48年9月までは8万6,000円、同年10月から49年6月までは9万2,000円、同年7月から50年7月までは11万円、同年8月から51年9月までは16万円、同年10月から52年9月までは17万円、同年10月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと思うとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年8月から52年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月29日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月1日から28年8月31日まで
A社に勤務していたことは間違いない。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和26年8月1日から同年12月29日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日は異なる（7年7月14日）が同姓同名の者（26年8月1日資格取得、同年12月29日資格喪失）で基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、「私は、B市の出身である。会社ではCを作る仕事をしてきた。勤務当時は、会社にあった社宅住まいをしていた。」と供述しているところ、複数の元同僚は、「申立人に記憶がある。B市出身の方ではないか。会社はCを作る仕事していた。私も社宅住まいをしており、申立人も社宅にいた。」とそれぞれ証言している。

これらのことから判断すると、当該未統合記録は申立人の記録であると認められ、申立人のA社における資格取得日は昭和26年8月1日、資格喪失日は同年12月29日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、5,000円とすることが妥当である。

一方、昭和26年12月29日から28年8月31日までの期間については、A

社は27年3月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該申立期間における申立人の勤務実態及び勤務期間は特定できず、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、複数の元同僚が、「工場は27年3月に閉鎖になった。」と証言している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険被保険者の資格が確認できる元従業員19人に申立人の勤務実態について照会を行い、11人から回答を得たものの、申立人が当該期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和38年4月1日にA社に入社した。同期入社の子D職は私を含め12人で、前期と後期に6人ずつに分かれて同社C工場で実習が行われた。私は後期の実習を受けた後の同年7月1日から本社に移り、平成11年5月に定年退職するまで同社で勤務していた。

昨年、ねんきん特別便を受け取った際、昭和38年6月の年金記録が抜け落ちていることに気付いた。同じ期間の年金記録が抜け落ちていた同期入社の子D職は、既にE県で年金記録確認を申し立て、記録訂正が認められたので、私の記録も訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びB社が提出した異動辞令から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年7月1日に同社C工場から同社F支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年5月の申立人のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和38年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務

所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合または保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年7月まで

私は、申立期間当時、A社で非常勤として勤務しており、職場から自分で国民年金に加入するように言われていた。当時は非常に多忙であったため、国民年金の加入手続を行うことが出来なかったが、集金人が自宅に来たので、市が私の国民年金の事務手続を行ったものと思い、集金人に1年分の保険料として9,500円ほどをまとめて納付し、領収書を受け取った。

申立期間以降、A社で厚生年金保険被保険者となるまでの期間については、再度、集金人が訪れることが無く、多忙のため保険料を納付できなかった期間であるので申立てを行わないが、申立期間の国民年金保険料の加入記録及び納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料の納付を行うためには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要となる所、同手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和60年9月17日に払い出されていることが確認できるものの、申立人に申立期間の保険料を納付することが可能な別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、国民年金の加入手続を行っていなかったが、区役所から国民年金の集金人が来た。」と主張しているところ、B市によると、国民年金の加入手続を行わず、国民年金手帳記号番号の払出しが無い者に対して、国民年金保険料の徴収を行うことは無かったとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年6月まで

私が、A地区に住んでいたころ、同窓会で再会した専業主婦の友人が国民年金に加入していることを知り、年金に対する意識が芽生え、夫に相談して、国民年金の加入手続を行った。保険料は、女性の集金人に納付していた。

ところが、ねんきん特別便を端緒に社会保険事務所(当時)に照会したところ、「加入手続後、すぐに、保険料納付をやめるという手続を行っている。」と聞かされた。確かに、同じB地区に転居してからは集金人が来なくなり、国民年金保険料は納付していないが、それ以前については、同保険料を納付している。

加入手続直後の昭和42年10月から43年3月までの期間については、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、納付済期間に記録が訂正されたが、今回の申立期間についても集金人に保険料を納付しており、資格喪失の手続を行った記憶も無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月に国民年金の任意加入手続を行い、A地区からB地区に転居した44年6月までの期間の保険料を戸別徴収していた集金人に納付していたと主張しているが、国民年金被保険者原票によると、43年7月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人が56年7月に同資格を再取得するまでの期間は未加入期間となることから、申立期間について保険料が納付できたものとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私たち夫婦は、昭和38年*月に次男が誕生し、市役所支所で出生届を提出したとき、職員から国民年金に加入するように説明を受けたので、私の妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その後、集金人に国民年金保険料を納付するようになったが、集金人から、36年4月にさかのぼって保険料を納付できると聞き、38年12月ごろに、私の妻が夫婦二人分の保険料をまとめて納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和38年12月ごろに、36年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和38年度の国民年金印紙検認記録の欄が空欄となっていることが確認できることから、当該年度の同保険料を現年度保険料として納付していた状況が確認できない上、36年度から38年度までの3か年度にわたる納付記録が、夫婦共に漏れるのは不自然である。

また、申立人の妻は、「申立期間の国民年金保険料は1か月一人200円から250円だった。」と主張しているところ、申立期間の同保険料額は1か月100円であることから、申立人の妻の記憶と相違しており、まとめて納付した保険料額についても、具体的な記憶は無いとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、昭和55年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和55年4月から同年9月まで

私たち夫婦は、昭和38年*月に次男が誕生し、A市役所で出生届を提出したとき、職員から国民年金に加入するように説明を受けたので、私が夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その後、集金人に国民年金保険料を納付するようになったが、集金人から、36年4月にさかのぼって保険料を納付できると聞き、38年12月ごろに、私が夫婦二人分の保険料をまとめて納付したのに、未納とされていることに納得できない。

また、私は、昭和55年4月から会社勤めをしており、当時は厚生年金保険被保険者であったが、集金人の訪問があったため、集金人に申立期間②の国民年金保険料を納付していた。納付した国民年金保険料を還付してもらった記憶も無いので、還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和38年12月ごろに、36年4月にさかのぼって国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和38年度の国民年金印紙検認記録の欄が空欄となっていることが確認できることから、当該年度の国民年金保険料を現年度保険料として納付していた状況が確認できない上、36年度から38年度までの3か年度にわたる納付記録が、夫婦共に漏れるのは不自然である。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は1か月一人200円から250円だった。」と主張しているところ、申立期間の同保険料額は1か月100円であることから、申立人の記憶と相違しており、まとめて納付した保険料額についても、具体的な記憶はないとしている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、国民年金被保険者台帳によると、昭和55年11月14日に2万2,620円を還付した旨の記載を確認することができ、その期間及び還付額は正しく記録されており、事務処理に不自然さはない上、市が保管する収滞納一覧表においても、同年4月から同年9月までの国民年金保険料は「過誤納」と記載されていることが確認できる。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年3月まで

昭和40年代の初め、A市B地区のC店で働いていた時の同僚に、国民年金への加入は国民の義務だと言われて加入した。郵便局の定年間近の人が毎月店に集金に来て、年金手帳に切手より少し小さいシールを貼ってくれた。1、2年くらい集金に来ていたと思うが、その後はA市役所の窓口へ行き、市民税などと一緒に何か月かまとめて保険料を納付した。申立期間に保険料を納付していたはずなので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和48年3月15日に払い出されていることが確認でき、同払出簿の前後の任意加入者から、申立人は同年1月29日又は30日に初めて国民年金に加入したものと推認されることから、申立期間の大部分は時効により納付することができない期間となる上、申立期間に別の同手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、A市B地区のC店に勤務していた同僚の女性から、国民年金に加入するのは国民の義務だと勧められて、直ちに加入し、C店を訪れる集金人に保険料を納付したと主張しているが、当該同僚は、申立人に対して、確かに国民年金への加入を勧めたことはあるとしているものの、申立人が保険料を納付していたことは記憶していない上、当該同僚が国民年金に加入したのは昭和42年4月以降であることがオンライン記録により確認できることから、少なくとも、申立期間のうち40年4月から42年3月までの期間に申立人が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとは考え難く、申立人の主張する申立期間の根拠が曖昧である。

さらに、申立人は、昭和 45 年ごろに A 市 B 地区から同市 D 地区へ転居した際、当時所持していた国民年金手帳を同市役所で交換したと主張しているが、申立人が転居前の A 市 B 地区在住中に同手帳の発行を受けていたとすれば、同地区を管轄していた E 社会保険事務所(当時)で発行された「*」で始まる番号の同手帳を所持していたはずであるが、申立人が現在所持している交換後の同手帳記号番号は、D 地区を管轄していた F 社会保険事務所(当時)で発行された「*」で始まる番号であり、当時、使用中の同手帳を交換する場合、従来の番号が承継される取扱いであったことから、「*」で始まる番号が新たに払い出されることは考え難く、申立人の主張内容は、市町村が行っていた国民年金の事務取扱いと相違している。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月から40年3月まで

私は、昭和34年から住み込みで家政婦をしており、20歳の時に、住み込み宅の奥様から勧められて国民年金に加入し、毎月、住み込み宅に来ていたA市の職員に100円の保険料を納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和39年11月28日に発行されていることが確認できることから、このころに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されているものと推認されるが、それ以前に、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和36年6月から37年9月までの欄には、「届出前消滅」と押印されていることが確認できることから、当該期間は、申立人が国民年金に加入する手続を行った時点において、時効により納付することができなかったものと推認できる上、同名簿の38年4月から39年3月までの欄には、「時効消滅」と押印されていることが確認できることから、昭和38年度の国民年金保険料は、申立人が国民年金に加入して以降、時効が成立したため納付が行えなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、「A市に所在する住み込み宅に同市の職員が国民年金保険料を集金に来ていた。」と主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳の昭和36年6月から40年3月までの国民年金印紙検認記録欄を見ると、空欄となっていることが確認できることから、当該期間の同保険料を現年度納付した状況がうかがえない上、申立人の住民票によると、申立人の住所地は、申立期間最終月の40年3月12日にB町からA市の現住所地に転居しているこ

とが確認できることから、同市の職員が、同市に住民登録を行っていない申立人の国民年金保険料の徴収を行うことは、制度上、考え難い。

加えて、元住み込み宅の家人から当時の状況を聴取したが、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付を裏付ける具体的な証言は得られなかった上、申立人が申立期間の同保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から61年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年8月まで

私は、昭和45年3月にA市で妻と一緒に国民年金に加入した。それ以降、厚生年金保険の被保険者期間を除いて、いつも妻と一緒に国民年金保険料を支払ってくれていたが、私の分だけ申立期間が未納となっている。妻は専業主婦の任意加入期間も完納しており、私の国民年金保険料の支払いを失念したとは考えられない。

絶対に保険料を支払っているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年6月にB社を退職後、すぐに申立人及びその妻がC市役所で国民年金の再加入手続を行ったとしているが、C市の年金記録（マスターチェックリスト）によると、平成7年8月7日まで国民年金の届出を行っていないことが確認でき、オンライン記録においても、同年9月11日に申立期間を国民年金の被保険者期間として追加処理されていることが確認できることから、申立人は同社を退職後、同年7月まで国民年金の被保険者として取り扱われておらず、申立期間に納付書が発行され、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

一方、オンライン記録によれば、申立人の妻は、申立期間の保険料を納付済みであり、第3号被保険者期間となった昭和61年9月から62年5月までの保険料を同年10月に還付されていることが確認できるが、申立人の妻の国民年金被保険者原票によると、47年3月8日に被保険者資格を喪失及び任意加入と記載されて以後に同資格の取得及び喪失に係る記録は無く、C市の年金記録（マスターチェックリスト）によると、その後、62年6月17日まで国民年金

の届出を行っていないことが確認できることから、任意加入期間から引き続き国民年金被保険者として納付書が発行されたため、申立人の妻のみが申立期間に保険料を納付していたものと推察できる。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 52 年ごろ、団地に住んでいた時、子供の友達の奥様に付加保険料という制度があると聞き、付加保険料を納め始めた。社会保険事務所（当時）で最初に申立をした時、原簿に記録が無いと言われたが、原簿に記入漏れがあるから、こういった状況になっているのではないかと思う。主人が亡くなってしばらくしてから、以前、付加保険料を納付していたことを思い出し、平成 11 年から再度、付加保険料を納め始めた。昔掛けていなければ、付加保険料のことを知っているはずは無く、納めた付加保険料の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を、付加保険料額も含まれた納付書により、郵便局で納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間は、定額保険料は納付済みと記録されていることが確認できることから、定額保険料の納付記録が適正に記録されているにもかかわらず、付加保険料の納付記録が 9 年間にわたって欠落することは考え難い上、申立人の戸籍の附票によると、申立人は、申立期間中の昭和 58 年 3 月に、A 地区から B 地区へ転居していることが確認できるところ、A 地区及び B 地区において納付した付加保険料の記録が、いずれの地区においても欠落することは考え難い。

また、国民年金被保険者台帳によると、昭和 52 年 4 月に付加保険料の納付申出を行ったとする記録は確認できない上、申立人は、付加保険料の納付申出を行った際の手続について、具体的に記憶していない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで

私の夫は、昭和40年10月の結婚を契機に独立して事業を起こした。当初は国民年金までは考えが及ばずそのままにしていたが、将来への不安から、49年6月ごろに市役所へ相談に行ったところ、今まで払っていなかった保険料をさかのぼって納付できることを教えられ、夫と相談し、加入手続きを行い、少しでも多く年金が受け取れるように夫の保険料と一緒に15万円ほどの金額をまとめて銀行で納付した。

しかし、私が65歳になった平成18年になって、申立期間に夫の記録だけが納付済みであると知らされた。夫と同額の保険料を払ったのに、私の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月ごろに申立人の夫と一緒に市役所で加入手続きを行い、その夫の保険料と一緒に41年4月から49年3月までの保険料をまとめて納付したと主張しているところ、その夫の国民年金被保険者原票には、当該期間の保険料として7万8,750円を納付したことが記載されており、さらに、その保険料の納付が遅れたことから生じた不足金額4,500円を51年5月21日に納付したことが記録されていることが確認できるものの、申立人の国民年金被保険者原票には、上記のような記載は無く、48年4月から49年3月までの保険料を過年度納付したと記録されているだけであり、これら夫婦の記録管理に不自然な点は認められない。

また、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が過年度納付又は特例納付を

行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から26年9月14日まで

私は、昭和25年*月に母を亡くした後、母の四十九日法要が終わった同年5月ごろに、A市にあった公共職業安定所の紹介によりB社C事業所に入社した。

当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、B社C事業所における年金記録が昭和26年9月14日から同年10月3日までの1か月だけしか無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、昭和26年9月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、「25年5月1日から同年10月3日まで、B社C事業所においてD作業に従事し、その間、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、申立人は、申立期間当時の元同僚を全く記憶しておらず、同僚等への調査を行うことができないことから、B社C事業所における勤務期間及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、B社C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同資格を申立期間の始期（昭和25年3月）又は終期（26年9月）に取得していることが確認できる89人（始期44人、終期45人）のうち、住所が判明した7人に調査を実施したところ、当該7人のうち4人が、「入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。」と供述し、残る3人も、「入社日の明確な記憶は無いものの、在籍期間と厚生年金保険被保険者期間は、おおむね一致していると思う。」と供述している。

なお、当該7人全員が申立人のことを記憶していない。

さらに、労働基準法が制定された昭和22年以降は、同法第63条により、満18歳に満たない者のD労働は、原則、禁止されているところ、申立人は、申立期間の始期にあたる25年5月時点においては満17歳であり、公共職業安定所がD労働の年齢制限に該当する申立人を、B社C事業所のD労働者として職業紹介するとは考え難い。

加えて、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B社C事業所は昭和37年4月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の保険料控除の有無について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年10月1日から20年8月25日まで

私は、昭和17年3月1日にA所に入所、同年9月25日に同所を修了して同年10月1日にB社C事業所に入社し、20年8月25日に退職するまで継続して勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、B社C事業所に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が記憶する当該事業所の周辺図と同社の元従業員が作成した周辺図がほぼ一致していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、年金事務所は、「当該事業所は、昭和19年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。」と回答していることから、申立期間のうち、昭和17年10月1日から19年10月31日までの期間は適用事業所となる前の期間である。

また、B社は、既に廃業している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、B社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和19年11月1日に被保険者資格を取得している元従業員29人を把握し、申立人の勤務実態について聞き取り調査を行ったが、全員が「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が当該事業所に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 7 日から 9 年 3 月 31 日まで

私は、A社に平成 4 年 12 月 7 日から 9 年 3 月 31 日まで継続して勤務し、同社を退職してから 3 か月経って失業保険(基本手当) をもらった。当時の給料は、手取りで 27 万円くらいであった。それに比べ標準報酬月額が低いような気がするので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時に支給されていた報酬月額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違している。」と主張している。

しかし、A社は、平成 9 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業登記においても、既に解散していることが確認できる上、申立期間当時、同社の経理及び社会保険事務を担当していた事業主の妻は、「会社の資料は、廃業後しばらくの間は保管していたが、その後、すべて処分した。」と供述しており、申立人の申立期間当時の報酬月額及び厚生年金の保険料控除について確認できない。

また、オンライン記録により、A社の元従業員 20 人の標準報酬月額の推移を確認すると、平成 4 年 10 月以降の定時決定等において、減額された記録のある元従業員が 10 人確認できるところ、申立期間中の申立人の標準報酬月額は、5 年 10 月に 20 万円から 22 万円に変更(引き上げ)された後は、同一の標準報酬月額であり、さかのぼって引き下げ処理が行われた形跡も無い上、申立人と同職種であったとする元従業員の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが他の従業員の取扱いと異なり低額であるとは認められない。

さらに、連絡先の判明した元従業員 7 人に対して調査したところ、そのうちの二人が「標準報酬月額は、実際の給与額に比べて低いと思う。」と供述して

いるものの、別の4人が「標準報酬月額は、実際の給与額と概ね一致している。」、残りの一人は「標準報酬月額が給与額と比べて低かったかどうかは分からない。」と供述している上、7人全員が当時の給与明細書を所持しておらず、当時の報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から25年12月31日まで
② 昭和28年7月27日から34年2月9日まで

私は、A社が政府のB指定工場としてC業務を始めた昭和23年4月1日から同社で勤務していたが、入社当初の33か月間について、厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間①)。

また、A社は、その後、社名をD社に変更し、昭和33年ごろにはE社に変更したが、その前後の67か月間についても厚生年金保険の加入記録が無い(申立期間②)。

私は、これらの期間においても同社に勤務していたことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立てに係る事業所において、申立人と一緒に仕事をしていたとする申立人(長男)の弟(三男)は、「申立期間①及び②において、申立人が当該事業所の実質的な責任者であった。」と証言している上、申立期間①については、F協会発行の「G」に掲載されている申立人の寄稿文の中に、当該事業所が昭和23年4月1日にB指定工場として政府のC業務を始めた旨の記載があることから、申立人が申立期間①及び②において、当該事業所で勤務していたことが推認できる。

2 しかし、申立期間①については、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和25年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間①のうち、23年4月1日から25年3月31日までの期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではない期間である。

また、オンライン記録によると、申立てに係る事業所で申立人と共に勤務していた家族4人（申立人の父親及び弟3人（次男、三男及び四男））のうち、申立人の父親と申立人の弟二人（次男及び三男）は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年4月1日に厚生年金保険に加入しているものの、申立人の末弟（四男）はこの時には加入しておらず、当該事業所では、適用事業所となった際に、家族全員を加入させていたわけではなかったことが確認できる。

- 3 申立期間②については、申立人の父及び申立人の弟一人（三男）も申立人と同日の昭和28年7月27日に厚生年金保険の資格を喪失している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には「証返」の記載があることから、健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）に返納したことが確認できる。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、定時決定等標準報酬月額の変更の記録が、申立期間②の期間中、昭和28年9月（日付不明）、29年10月（日付不明）、30年8月1日、31年10月1日、32年10月1日及び33年10月1日の6回にわたり確認できるが、社会保険事務所が、これらすべての届出の機会において申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難い。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月 1 日に、A職としてB県職員に採用され、C事業所に配属になった。同年 6 月に試験に合格し、同年 7 月以降は地方職員共済組合B県支部に加入したが、それまでの3か月間は厚生年金保険に加入していたと考える。調査の上、厚生年金保険の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

B県が発行する在職証明により、申立人が、申立期間において、D職としてC事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C事業所は、「厚生年金保険料控除については、社会保険事務所(当時)へ資格取得届を提出し、標準報酬月額の確認通知を受けてから控除する。」と回答している。

また、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた同僚3人のうち、所在の確認できた二人に当時の厚生年金保険料の控除について照会したところ、一人から回答を得たが、「保険料は控除されていたと思うが、よく覚えていない。」と供述しており、当時の厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は確認できない上、整理番号の欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から32年1月1日まで

私は、昭和28年4月1日から31年12月31日までA社でB係やC担当として勤めたが、厚生年金保険被保険者記録が同年8月1日から32年1月1日までの期間抜けていることに納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和28年4月1日付けでA社に就職し、2年余りB担当として勤めた後、C担当に異動し、31年12月末に結婚のため退職するまで継続して勤務しており、厚生年金保険料も毎月控除されていた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が姓を記憶する元同僚のうち、申立期間前に別事業所に就職している一人を除く9人を調査したところ、そのうちの7人は既に死亡、連絡先不明又は病気などの理由により、調査できる状況になく、残りの二人のうち唯一連絡のとれた一人も「申立人の名前を記憶していない。」と供述しており、当時の状況を確認することができない。

また、申立期間当時、上記名簿により、A社において被保険者資格を有する他の元従業員3人に対して聞き取り調査を行うものの、申立人が申立期間に勤務していたとの証言は得られない。

さらに、A社が保管する厚生年金保険及び健康保険に係る資格喪失確認通知書により、同社が、申立人について、資格喪失原因を退職として、昭和31年8月1日を資格喪失日とする届出を社会保険出張所(当時)及び健康保険組合に行っていることがそれぞれ確認でき、この日付はオンライン記録と一致する上、健康保険組合からの同通知書(健康保険組合の押印あり。)には、健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返納」の記載及び「確認」の押印が確

認できる。

加えて、A社では、上記の資格喪失確認通知書以外に、申立人が同社に勤務していたことを示す資料は見当たらないとしている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月 1 日から 50 年 9 月 30 日まで
② 昭和 62 年 1 月 10 日から同年 5 月 31 日まで

申立期間①については、職業安定所の紹介でA社で勤務し、B業務をしていた。給料は 30 万円、手取りで 25 から 26 万円であった。

申立期間②については、C社に就職した時は、同僚にD、Eがおり、次の就職先であるF社でも一緒に仕事をした。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「G市内にあったA社で勤務していた。」と主張しているが、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、所在地を管轄する法務局において法人登記も見当たらない。

また、申立人は、「公共職業安定所の紹介を受けてA社に入社する際、就職支度金を受給した。」と主張しているが、公共職業安定所によると、「申立期間①当時の就職支度金に関する記録は保管していない。」としている。

さらに、申立人は、元同僚の名前を記憶しておらず、同僚等への調査を行うこともできないため、申立人の勤務実態等を確認することができない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間①当初の昭和 49 年 8 月 13 日に申立人に対して同手帳記号番号が払い出されている上、オンライン記録により、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

2 申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間のうち、昭和 62 年 4 月 7 日から同年 5 月 15 日までの期間、C社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人が申立期間②当時、C社H支店において一緒に勤務したと

する元同僚二人のうち、連絡のとれた一人は「昭和 62 年 4 月ごろから C 社及び F 社において申立人と一緒に勤務した。」と証言しているものの、オンライン記録によると、当該元同僚二人に係る C 社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間②前の昭和 61 年 3 月 1 日から同年 8 月 20 日までの期間について、C 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、雇用保険の被保険者記録では、申立人の同社における資格取得日は同年 1 月 21 日、離職日は同年 8 月 19 日となっている。

これらのことから判断すると、C 社では、従業員を、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、C 社は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明なことから、当時の申立人の厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②について、国民年金保険料の免除承認期間であることが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 16 日から 56 年 7 月まで

私は、昭和 46 年 11 月 25 日に A 社（現在は、B 社）C 工場に入社後、47 年 3 月 1 日付けで同社 D 工場に転勤し、56 年 7 月まで同工場で勤めて退職したのに、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 54 年 3 月 16 日になっているのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年 11 月 25 日に A 社 C 工場に入社、47 年 3 月 1 日に同社 D 工場の開設に伴い同工場へ転勤し、正社員として継続して勤務し、56 年 7 月ごろ希望退職の募集に応じて退職した。54 年 3 月に厚生年金保険被保険者資格を失う心当たりが無い。」と主張している。

しかしながら、B 社では、「A 社 D 工場は、昭和 54 年 11 月 25 日に閉鎖した。」と回答しており、同社から提出された退職金支払いに係る資料によると、申立人の退職年月日は厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日の同年 3 月 15 日と記載されている。

また、申立期間当時、A 社 D 工場において総務部門の庶務担当であったとする元従業員は、「同工場が閉鎖された年の昭和 54 年 3 月ごろに、大量の希望退職の募集があった。」と証言しており、複数の元従業員が同様の証言をしている上、そのうち申立人と同じ 54 年 3 月 16 日に同工場に係る被保険者資格を喪失した元同僚一人は、「申立人は工場廃止に伴う希望退職の募集に応じ、自分と同じ同年 3 月に一緒に退職した。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 46 年 11 月 25 日に A 社で被保険者資格を取得し、54 年 3 月 15 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 31 日まで

昭和 36 年 3 月に高校を卒業し、学校からの紹介で同年 4 月 1 日 A 社 (B 市) に就職した。健康保険、厚生年金保険、失業保険があったので同社への就職を選んだ。その後勤務した C 社を退社したときに受給した脱退手当金が約 3 万 5,000 円あり、同年 4 月からの脱退手当金だと思っていたが、ねんきん特別便で 36 年 4 月から同年 8 月 31 日までの期間が欠落していることが分かった。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 36 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで、B 市の A 社で勤務した。」と主張している。

しかし、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険事業所名簿にも、「A 社」が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立期間当時、申立人が主張する所在地にあった類似の名称の事業所(既に廃業)についても、厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は当該事業所の代表者の氏名を記憶しておらず、唯一氏名を記憶している同期入社の子元同僚についても、氏名のみを記憶であり、該当者を特定することができず聞き取り調査等が行えないことから、申立人の勤務実態及び当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月1日から30年7月1日まで
② 昭和33年1月5日から35年7月1日まで

私は、昭和26年6月1日にA社に入社し、35年6月末に退職するまでの間、継続して同社に勤務していた。私の年金記録によると、入社当初の期間及び33年から同社B出張所に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社の複数の元同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和30年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、A社は、既に適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、当時の状況を確認することができない。

さらに、同社の元同僚は、「A社は、昭和30年7月1日以前は個人事業所であったことから、厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」と証言している上、商業登記の記録によると、同社は同年6月17日に設立登記がなされていることが確認できる。

2 申立期間②については、申立人は、「A社のB出張所で継続して勤務していた。」と主張しているが、同社の元同僚は、「申立人は、同社B出張所の最初の所長であり、私は、昭和31年7月ごろに申立人から業務を引き継ぎ、次の所長となった。」と証言している。

また、当該元同僚は、「A社は、昭和32年末ごろに事業整理に伴い同時期にかなりの従業員が退職しており、私が33年3月ごろにB出張所を閉鎖し、本社に戻った時には申立人は既に退職していた。」と証言している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、32年12月時点では申立人を含む36人の被保険者が確認できるが、そのうち申立人を含む27人が33年1月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記名簿によると、申立人は、昭和30年7月1日にA社に係る被保険者資格を取得し、33年1月1日に同資格を喪失し、健康保険証を返納したことを示す「証返」の記載が確認できる上、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 1 月 31 日まで

私は、高校在学中の昭和 30 年 12 月の中ごろにA社から採用通知を受け、翌月の中ごろから見習い社員として同社に勤務し始めた。

昭和 31 年 3 月に高校を卒業し、同年 4 月 1 日にA社の正社員として採用されたが、年金記録には、初めて厚生年金保険被保険者資格を取得した年月日が 32 年 2 月 1 日と記載されており、同日までの加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、A社の元従業員からは、申立人が申立期間において同社で勤務していたことの証言を得ることができない。

また、オンライン記録により、A社において、申立人と同じ昭和 32 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 7 人のうち 5 人は、「入社年月日と同資格取得日が相違する。」と回答している。

さらに、上記 5 人のうちの 1 人は、当時の給与明細書の内容をノートに書き写しており、その記録によると、当該元従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 32 年 2 月の給与から厚生年金保険料が控除されている旨の記載があり、当該元従業員がA社に入社したとする 31 年 3 月から 32 年 1 月までの 11 か月間は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

これらのことから判断すると、A社では当時、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人に係る当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月31日から28年8月20日まで

私は、昭和26年2月20日にA社に入社し、39年8月12日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、事業所の所在地、当時の業務内容及び元同僚等の氏名を具体的に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「過去10年間の給与支払明細書以外の資料は保管していないため、申立期間当時の資料は残っておらず、当時の事業主も亡くなっているため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に同社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員8人を把握し、申立人の勤務実態について聞き取り調査を行ったが、そのうちの4人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間や勤務地は分からない。」と証言している上、残る4人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和27年10月31日に被保険者資格を喪失し、28年8月20日に再度取得していることが確認できる上、当該原票の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1897

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年ごろから 48 年 8 月 1 日まで

私の夫は、昭和 42 年ごろから 53 年 3 月まで、A 社か B 事業所に勤めていた。洗濯していた夫の作業着に C というようなネームが入っていたことを覚えている。43 年*月に長女を出産したときは出産補助金をもらったこともあり、厚生年金保険にも入っていたと思う。年金記録がないのはおかしい。調べてもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「夫は、昭和 42 年ごろから 53 年 3 月まで、A 社か B 事業所に勤めていた。」と主張している。

しかしながら、A 社 D 工場は、「申立人と思われる従業員は昭和 40 年から 50 年の在籍者名簿に見当たらない。」と回答している上、オンライン記録により、申立期間において同工場に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する者のうち、所在の確認できた者 11 人に申立人の勤務実態について照会したものの、申立人について記憶している者も見当たらない。

一方、B 事業所の複数の元従業員の証言により、申立人が申立期間ごろに同事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時に申立人を記憶している B 事業所の元従業員は、「B 事業所は A 社の下請けの仕事をしていた。同事業所には正社員にあたる本雇いの他に、本雇いの 3 から 4 倍の人数の下請けの作業員がいて、本雇いと一緒に仕事をしていた。申立人は、E 市で集められた下請け作業員のまとめ役のような存在だった。仕事ぶりなどから、最初は本雇いではなく下請け作業員だ

ったと思う。」と証言しており、別の元従業員は、「申立人と同じ昭和 42 年ごろに B 事業所で仕事を始めた。」と証言しているところ、オンライン記録により、当該元従業員は、申立人と同じ昭和 48 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の妻が出産時に受け取ったとする出産補助金についても正式名称がわからず、当該給付金の確認をすることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 5 日から 30 年 10 月 8 日まで
年金記録上は、脱退手当金を受給したになっているが、受給した記憶が無いので、年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記載欄には支給金額、資格期間及び支給年月日が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 30 年 12 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性 56 人について調査したところ、申立人が勤務していた事業所を最終事業所として脱退手当金が支給決定された記録のある女性の厚生年金保険被保険者 16 人のうち 13 人について、厚生年金保険被保険者資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認でき、元同僚一人は、「私は、会社から脱退手当金の説明を受け、会社に代理請求を依頼し、脱退手当金を受給した。」と証言している上、A社は、「脱退手当金について詳細は不明であるが、従業員に対する説明を行い、代理による請求を行っていたのではないかと思う。」と回答しているほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされていたものと推認することができる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月1日から52年4月1日まで

私は、昭和51年10月1日にA社（現在は、B社）のC支社に入社し、52年3月末までの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録がすべて無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、当該期間に、同社の厚生年金保険被保険者資格を有する元上司及び元従業員は、「申立人は、期間は定かではないが、同社C支社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間の人事記録等の資料は、既に廃棄しており、申立人の在籍及び厚生年金保険等の加入状況等を確認することができないが、当社では正社員であれば短期間であっても雇用保険及び厚生年金保険の加入手続を行っていることから、申立人は正社員扱いではなかったのではないか。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員9人を把握し、申立人の勤務実態について聞き取り調査を行った結果、そのうちの6人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は分からない。」と証言している上、残る3人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社D事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間に被

保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、公共職業安定所が保管する申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立期間前後に係る被保険者記録は確認できるものの、申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1900

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 11 日から 40 年 9 月 1 日まで

前任者が出産のため退職となり、父を通じて管理職の紹介で、A社に昭和 35 年 1 月 11 日に採用され、41 年末まで勤務したが、厚生年金保険の記録は 40 年 9 月 1 日からしか確認できない。健康保険証も交付された記憶がある。社会保険事務所(当時)の調査では、事業所自体が健康保険のみの加入となっているという結果であったが、担当者も「健康保険のみというのはおかしい。」と言っていたので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務した期間における厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人が昭和 35 年 1 月 11 日に当該事業所において、健康保険被保険者資格を取得し、40 年 9 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できるところ、当該事業所に係る被保険者名簿の上欄及び適用欄には、「健康保険のみ」の記載が確認でき、健康保険の適用年月日欄には、27 年 8 月 27 日の記載が認められるところ、厚生年金保険の適用年月日欄には斜線が記されており、また、健康保険番号のみが記載されており、厚生年金保険の記号番号欄は空欄であることも確認できる。

また、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、A社の右欄に「健のみ」の記載が確認でき、同社の被保険者名簿及び被保険者原票により氏名が確認できる 36 人のうち、厚生年金保険記号番号の判明した 13 人のオンライン記録によると、申立期間において、当該事業所における厚生年金保険被保険者

記録は確認できない。

さらに、所在の確認できた6人に当該事業所の厚生年金保険の適用等について照会し、6人全員から回答が得られ、そのうちの一人の元従業員は、「女子職員は、健康保険のみの加入であった。給与から健康保険料のみ控除されていた。」と証言しており、申立人と同様に、B社の新規適用年月日である、昭和40年9月1日に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記6人のうち、他の一人の元従業員は、「私は、C社に勤務していたが、健康保険しか加入できなかったのもので、国民年金に加入して自分で保険料を支払っていた。厚生年金保険は無かった。」と証言している。

その上、日本年金機構D事務センターは、「申立期間当時、健康保険のみの適用事業所は数少ないが存在した。」と回答している上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、A社に係る被保険者名簿に氏名が確認できる36人のうち、申立人を含む6人がB社の新規適用年月日である昭和40年9月1日に手帳番号の払い出しを受けていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。